

会議録

- 1 開催した会議の名称 小城市都市計画審議会勉強会
- 2 開催日時 令和4年7月13日(水) 14時00分から15時30分まで
- 3 開催場所 三日月保健福祉センター ゆめりあ 1階 集団指導室
- 4 出席者 後藤会長、松尾委員、井手委員、香月委員、満岡委員、川口委員、古川委員(委員7名)
永田都市計画課長、大坪下水道課長、石井副課長、香田副課長、内田係長、土井係長
(事務局6名)
(株)NJS(オブザーバー3名)
- 5 傍聴 なし
- 6 次第 (1)開会
(2)挨拶
(3)配付資料の確認
(4)委員出席数
(5)審議会の公開・非公開
(6)勉強会
小城市下水道再編計画(案)について
(7)閉会

※ホームページ公表に関して、

①委員名は、匿名にて公表します。

②開会、挨拶、資料確認の内容は省略します。

<開会>

<挨拶>

<配布資料の確認>

<委員出席数>

○事務局（石井副課長）

次第の4番、委員のご紹介及び委員出席数についてでございます。

まず、委員の皆様のうち、人事異動や地区役員の交代等によって、3名の方が変更となっております。変更があった方のお名前をご紹介させていただきます。

まず1号委員といたしまして、佐賀大学経済学部、松尾様。続きまして3号委員としまして、区長連絡協議会会長、古川様。続きまして3号委員といたしまして、佐城農業振興センターセンター長、久留間様。久留間様につきましては、本日、他の業務がおありになるということで、欠席されております。

なお、1号委員の松尾様におかれましては、前任の戸田委員の方にもお願いしておりました会長の職務代理者を努めていただくこととなっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上、3名の方が今年度から委員として参加いただくこととなります。よろしくお願い申し上げます。また、その他の委員の皆様のご紹介については、参考資料の委員名簿をもってかえさせていただきます。

次に、委員出席数についてですが、小城市都市計画審議会条例 第7条第2項に「審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」となっております。

本日、審議会委員10名のうち、7名に出席していただいております。

なお、本日はオブザーバーといたしまして、下水道再編計画の業務を行っていただいております株式会社NJSの方より3名ご出席いただいております。

<審議会の公開・非公開>

○事務局（石井副課長）

次第の5番、審議会の公開・非公開については、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、「公開・非公開の決定は、審議会等の会長が当該会議に諮って行うものとする。」となっておりますので、後藤会長にお諮りいただきますようお願いいたします。

○後藤会長

はい、それではただいま、事務局より本日の審議会勉強会の公開・非公開について決めてほしいとのことですので、お諮りしたいと思います。

市の指針の中に、審議会等の会議は、小城市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報について審議を行う場合を除き、原則公開となっております。小城市情報公開条例第7条各号では、「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの」、「市が行う事務又は事業に関する情報で、公にすることで、当該事務又は事業の性質上、適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの」などとなっております。本日の審議会勉強会につきましては、特に秘すべきことはないとのことですので、公開ということで進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○後藤会長

はい、ありがとうございます。それでは今回の審議会は公開とさせていただきます、会議録等についても市のホームページで公開をさせていただきます。

○事務局（石井副課長）

ありがとうございました。それでは勉強会及びその結果等については、公開で進めさせていただきます。ただし、本日ご説明申し上げる「小城市下水道再編計画（案）」につきましては今後パブリックコメント等を予定しておりますので、今回の勉強会に係る公開時期につきましては、事務局で調整を図りたいと思っております。

なお、本日、審議会勉強会への傍聴の申し込みはあっておりません。

<勉強会>

○事務局（石井副課長）

それではこれより、審議会勉強会に入りますが、審議については、都市計画審議会条例第7条第1項に「会長がその議長となる。」とありますので、後藤会長、議長の方よろしくをお願いします。

○後藤会長

はい、それでは、改めまして、会長を仰せつかっております佐賀大学工学部の後藤と申します。よろしくをお願いします。

早速ですが、次第にしたがいまして「小城市下水道再編計画（案）」について、事務局よりまずご説明をいただきたい思います。よろしくをお願いします。

○事務局（内田係長）

こんにちは、小城市下水道課の内田と申します。私の方から説明を行わせていただきます。座って説明をさせていただきます。

下水道整備計画の見直しについて、説明をさせていただきます。まずはですね、下水道整備の現状についての説明をさせていただきたいと思います。小城市の下水道は平成21年度に現在の全体計画を策定しまして、策定から13年が経過しております。現計画では、整備完了年度が令和12年度となっております。進捗としましては現状、約3年から5年程度の遅れが発生しております。

またですね、国の方針としまして、10年概成が掲げられておりまして、令和8年度までに汚水処理施設の概成を目指しております。それにより令和9年度以降の補助金が現在のところ不明な状況となっております。

下水道の今の整備状況としましては、令和3年度末の段階におきまして、整備率が62.5%となっております。令和3年度末の接続率は71.8%となっております。

続きまして、昨年度より続けておりました計画の見直しについて、検討してきた結果をフローにしておりますので、1ページのフローの方をご覧ください。

今回の検討を行います目的としましては、小城市の下水道事業を限られた財源の中で安定的、継続的且つ効率的に下水道を使用できるようにするために、小城市の下水道整備区域の見直しを図ることを目的としております。

では、まず基礎条件としまして、小城市の将来人口を設定する。

○後藤会長

せっかくなら（スクリーン表示を）大きくなるんだったらしても良いかな。僕でも、まあ同じものですかね資料。

○内田係長

同じものです。

○後藤会長

全く同じ、はい。

○内田係長

基礎条件としまして、小城市の将来人口の設定が必要になってまいります。小城市将来人口推計というものを公表しておりまして、それに基づきまして2040年度の時点で39,600人という人口を設定しております。それを基に検討に入っております。

まず、検討の第1ステップとしまして、国庫補助金等の交付対象要件をみだす区域の確認を行っております。

これにあたりまして、昨年度、住民意向のアンケート調査を行っておりまして、その結果を反映しながら検討を進めております。

別紙1をご覧ください。こちらがアンケート調査結果になるんですけども、このアンケート調査がで

すね、昨年8月に今の下水道計画区域内で下水道が未整備となっている区域の方を対象として住民アンケート調査を実施しております。内容としましては、下水道が整備された場合の接続意思の確認などを行っております。その結果ですけれども、全体としては54.3%の方に回答をいただいております。

接続を希望される方と希望されない方ですけれども、約半々程度にわかれた状況となっております。

左の推移が小城市全体になっておりまして、後が小城町、三日月町、芦刈町と書いております。

牛津町につきましてはもう整備が完了しておりますので、アンケート調査を行っておりません。

この結果を基にしまして、反映をさせまして、第1ステップの検討を行っております。

すいません、2ページの方をご覧ください。住民アンケート調査の結果を反映しまして小規模なブロックに分けてですね、個別に検討を行い、下水道の集合処理が有効なのか浄化槽による個別処理が有効なのかをそれぞれ検討しております。

そちらの図面で見まして、凡例がございますけれども、緑の外枠で囲っているのが現在の全体計画になります。その中でグレーに塗られているところについては既に整備を行っているところ、または設計等を既に行っているところなどになります。黄色に塗っている箇所につきましては、浄化槽の個別処理が有利な区域。青に塗っている区域につきましては、下水道の集合処理が有利な区域となります。

その結果、芦刈処理区それと牛津処理区につきましては、現在整備を何も行っていないところにつきましては、全てもう個別処理が有利という結果になっております。

それで、三日月処理区、小城処理区におきましては、大半が個別処理が有利という形になっておりますけれども、集合処理が有利という区域もございます。

この結果を基にしてですね、芦刈処理区、牛津処理区につきましては、現在整備を行っているところまでの整備にしたいと考えております。整備を行っているところと既に設計を行っているところまでの整備にしたいと考えております。

続きまして、資料の3ページになります。資料の3ページが先程の個別が有利か集合が有利かという結果を基にしまして、その補助対象となりうるエリアを着色した図面になります。

処理区毎に色分けをしております、小城処理区が茶色、三日月処理区が青色、牛津処理区がピンク色、芦刈処理区が緑色となっております。

更にすみません、次の図面を見ていただきますと、そこに更に整備が済んだところをグレーで重ねております。

その結果、芦刈処理区については、もう補助対象となりうるのが、もう現在整備を行っているところ、または設計を行っているところまでとなっております。

牛津処理区につきましても現在整備を行っているところがほとんどで、一部エリアになっておりますけれども、先程の個別集合判定によって、もう個別処理が有効となっている区域だけとなっております。

三日月処理区の方におきましては、下の方は整備が済んでおりますので、上の方にですね少し青い区

域が出てきております。

小城処理区がこちらのパターンのエリアの方になっております。

三日月処理区、小城処理区につきましては、検討すべきエリアがございますので、このままこの後、第2ステップの方の検討に移ってまいります。

すみません、5ページの方をご覧ください。第2ステップでは、更に小城市の実情に合わせた検討を行ってまいります。

小城処理区、三日月処理区ともに流末が三日月浄化センターとなっており、その処理施設の増設が今後の整備費や更新費に大きな影響を与えることとなっております。処理施設の能力に併せまして、3つのケースを設定しております。三日月浄化センターは水処理層が全10系列の計画となっております。現在は建屋が6系列、設備が5系列まで完成している状況となっております。

まず、ケース1ですが、現在、完成をしております5系列までに取り組むことが可能なエリアを考えております。

次にケース2ですが、現在、建屋まで建設しております6系列に設備を増設しまして、それに取り込み可能なエリアまでとした場合です。

ケース3は、建屋を後2系列分、8系列まで増設しまして、設備をそこに増設した案となっております。

この表ですが、上段の上の方が下水道について、下水道についての条件や建設事業費、維持管理費などを表しております。その下の方におきましては浄化槽の建設費、維持管理費等を記入しております。その下の方に下水道と浄化槽を併せました建設事業費の合計、それと維持管理費の合計を記入しております。

内容を見ますと、建設事業費の方でケース1とケース2で8億円程度の差がございます。ケース2とケース3でも29億円程の差がございます。

ただ、維持管理費の方は、下水道を広げることで少しずつ割安の関係となっております。

この経済比較の結果にプラスしまして機器の更新費等まで含めたところでですね、今後50年間程度のシミュレーションを行っております。それが次のページになっております。

その結果ですね、ケース1とケース2では、約21億円程度差が出ております。ケース1とケース3では、61億円程度の差が発生しております。この差なんです、50年後ではなく、今から9年後の令和13年度には、だいたい同じくらいに差が開くような形になっております。

近年、物価上昇等も見られておりますので、現状考えますと更に差が開くのではないかと考えられます。この結果ですね、ケース1が最も有利ではないかということで考えております。

次にですね、次の検討としましてケース1にどれだけのエリアを取り込めるかということを検討してまいります。次のページをご覧ください。

区域の設定にあたりまして、以下の点、この3つの点を考慮しております。

まず、市営の大型浄化槽等のコミュプラは、接続をするというふうに考えております。

市で運営をしております東新町団地と西新町団地がございます。既に管渠と大型浄化槽が整備されておりまして、今後これらの更新を行うよりも下水道に接続する方が経済的になるということを確認しております。そのためこれらの施設につきましては、下水道へ接続をしていきたいと考えております。次に国道203号線沿い沿線の区域、この区域につきましては、工事条件や地下埋設物等の要因によりまして非常に工事費が高額となる傾向がございます。このために国道沿線からしか取り込みが出来ない区域につきましては、今回の下水道整備区域から外していきたいと考えております。

次に、田畑等の農地の区域につきましては、下水道整備の後に家屋が建って下水道に接続する場合、個別に工事費が発生をしてしております。管渠整備と同時に整備を行っていく場合には、その中で行っていくのですが、後日、個別の工事となった場合、非常に高額な工事費がかかっております。今後下水道の整備が完了していくことを考えますと、なかなか対応することが難しくなってくると考えられますので、現在、田んぼや畑等の区域につきましては、下水道整備区域から外すこととしたいと思っております。

これらを考慮しまして次のページにですね、ケース1とした場合の三日月処理区、小城処理区の整備の図面をつけております。

こちらでもグレーのところは、既に整備が終わっているところとか設計とかが完了しているところです。緑の枠につきましては、現在の計画区域となっております。

後、赤色と青色の着色部分についてが、今後整備を行うエリアという形となっております。

このケース1の設定におきましては、現状5系列で処理可能な面積を設定しておりますが、現地調査等を行い路線計画等も検討をしたうえで、先程2ページでご説明しました集合個別処理判定の青色の集合処理が有効な区域を出来るだけ多く整備できるように設定をしております。ただし、黄色の個別処理が有利な区域も青色の区域を迎えに行く途中であったり、既に整備設計を終えていたり、または負担金を事前にいただいており返還できる時効を経過し返還出来ない区域については、黄色のエリアもやむを得ず整備のエリアに設定をしております。

次に全体で見ますと、最後の9ページになりますが、同じく緑の枠は、今までの既存の計画の区域となっております。内側の黒色の枠が今回見直しを行いまして、下水道エリアに設定する区域となっております。

小城処理区はすいません、一番上に清水原田処理区がございますけども、こちらについては100%整備が終わっておりますので、これについては変わりません。

小城処理区につきましては、見直し前の計画では323ヘクタールございましたが、見直し後は122ヘクタールということで、201ヘクタールの減と考えております。

三日月処理区につきましては、概ね整備が進んできておるんですけど、こちらの上の方が残っておりますので、211ヘクタールが174ヘクタールとなり、37ヘクタールの減になってくると考えて

おります。

牛津処理区におきましては、旧牛津町の方はもう既に整備が完了しておりますが、そこに取り込む三日月町の一部であったり芦刈町の一部の区域がもう個別が有利となっておりますので、そこを個別処理の区域としまして、303ヘクタールが276ヘクタールで、27ヘクタールの減となっております。

芦刈処理区におきましても、未整備の区域は個別処理が有効となっておりますので、123ヘクタールが101ヘクタールということで、22ヘクタールの減となっております。

全体では、964ヘクタールが677ヘクタールとなりまして、287ヘクタールを削減する形となります。

計画の検討につきましては、以上の説明となります。

続きまして今後のスケジュールについて少し説明させていただきます。

本日、都市計画審議会の方で勉強会で説明をさせていただいております。今後ですね、8月から9月にかけて広報誌等でお知らせをしてパブリックコメントを行いたいと考えております。その後、9月の末にですね、小城・三日月・芦刈の3か所で公聴会を行いたいと考えております。その後、修正等が必要であれば修正等をおこないまして、案の公告をして、12月に最終版の案をこちらの審議会の方で審議を図っていただきたいと思いますと考えています。その後、県の方に申請等を進めていきたいと考えております。

これで私の方からの説明は以上となります。

すいません、訂正します。審議会の方は、11月の中頃と考えております。訂正させてください。

○後藤会長

はい、良いですかね、私の方で。

ただいま、あの詳細に詳細なご説明、一部はなかなか理解が難しい部分もあるかもしれませんので。

えっとまず質問・確認・意見の前に、今日のご説明でここが分かりにくいというような質問をお願いしたいと思います。

まあ勉強会ですから、まず理解をしていただくというのが大事かなと思いますが。

えっと、私からちょっと良いですかね。

結局あのいろいろな検討が最後の9ページの図ですね、これもうちょっと大きくするのは難しいですか。これだけ大きな壁があるのにもったいないなと思うんですけど。

○事務局

下げてもダメかなあ。下げてもぼやっと映る。

○後藤会長

えっと、まあ主に手元の資料を見ていただければと思うんですけど。

この9ページの黒い枠が新下水道区域、グリーンが旧下水道区域。だからグリーンで残って、グリーンの線と黒の線の間が今まで下水道整備が来ますよと言われていたところがそうでなくなるということですね、まあその大きなポイント。それでこの処理区域の黒い新しい新区域の中に中は、全て下水道で良いんですか。一部市の浄化槽、ええっと、この質問・確認としては黒い中はすべて公共下水道なのか、一部この黒い中に市が供給、市が供給するって言い方ですか、市の浄化槽が含まれているか含まれていないか。

○事務局（内田係長）

えっとですね、この黒で囲んでいるところが中は全て下水道区域となります。

先程、東新町団地と西新町団地の話をしましたが、ここの部分が東新町団地となっております。この小城処理区の右上のところですね。こちらは当初もう開発されるときに大型の浄化槽をここの所に、調整池のある所に今設置をされております。今はここだけで処理を行っているところなんですけども、この分を下水道に接続していきたいと思っております。

西新町団地というのがここの小城処理区の表示の上あたりにありますけども、ここもこの団地に大型の浄化槽が設置をされております。そこまでもう配管も全て来ておりますので、その分の浄化槽を通さずに下水道に接続したいと考えております。なので、この黒線の中はすべて下水道区域という形になりました。

○後藤会長

分かりました。そしたらちょっと質問変えます。

そうすると新から旧にエリアが狭くなるということで、かつて下水道区域であった今でいうとどこかなグリーン、例えば芦刈なんか分かりやすいかな。芦刈も縦の道があって浄化あ下水道する部分と集落のところは今、緑になっているのでここは除外されると。ここの部分はさっきの最初の方の説明でいくと、個別が有利という結果も踏まえて個別の浄化槽というものは、個人の浄化槽もありますか。個人で設置の浄化槽。

○事務局（内田係長）

浄化槽はですね、小城市の方がですね、下水道で整備をしない区域につきましては市営浄化槽という形で、市営の浄化槽の整備を行っております。

○後藤会長

分かりました。そうするとこの芦刈の例えば左のなんて集落でしたっけ、永田…、分かります、そのあたり。そのあたりは、例えばもうすでに個人で浄化槽を設置している人としていないお宅が多分あると思うんですね。してないお宅に関しては、まとめて市の浄化槽、いわゆる合併浄化槽を市が将来的に設置して、そこに繋ぐことが出来るという措置をする。

○事務局（内田係長）

そうですね。浄化槽の市営浄化槽がですね、家のリフォーム等も伴ってきますので、個人さんからの申請という形になります。申請をしていただければ、負担金をいただいたうえで市の方で設置するという形になります。

それと、既にもう既存で合併浄化槽をつけてあるお宅につきましては、その浄化槽を市の方へ一定の条件満たせば帰属が出来ますので、帰属をしていただければ、その後、市で管理を行いまして使用料をいただくという形です。

○B委員

下水には繋がらないということですよ。

○事務局（内田係長）

下水道には繋がらないとなります。なので、浄化槽になる場所もですね、一つメリットがありまして。これまでのように下水道で整備した場合も、何年先に来るか分からないという状況がございますけど、市営浄化槽の区域となることで、例えばご自分のもうリフォームの計画とか建て替えの計画に併せまして申請をしていただきますと、その年度に浄化槽を設置することが出来るようになってきます。

○後藤会長

もう1個じゃあすみません。

市営浄化槽が設置できない区域というのはもう、あるんです。

○事務局（内田係長）

市営浄化槽が設置できない区域。

○後藤会長

区域と言う言い方はない。

○事務局（内田係長）

という区域はございませんけど、下水道でなるか市営浄化槽になるかになっておるので、設置できない区域はないのですけども。例えば今家が建っている条件的にちょっと浄化槽を設置するスペースがないとかですね、そういう場合が発生した場合には、設置可能になった時にしかちょっとつけることができないという面がございます。

○後藤会長

だから、すみません。

だから、えっと9ページの方の図でいくと、現在、緑の枠にも黒い枠にもかかってない場所であっても将来的には市の浄化槽を設置して接続する。

○事務局（内田係長）

そうですね。緑でも黒でも囲まれていない区域につきましても浄化槽を設置。

今の段階でも市営浄化槽の区域という形になっております。

○後藤会長

それとすみません、問題。もうほんとに僕ど素人でございますけど。

市の浄化槽の利用料と個人でもう既に市ではない浄化槽ていうのはありますよね。それはどっちが安いというか、その答えること出来れば、そんなに変わらないのか。

○事務局（内田係長）

えっとですね、浄化槽のまず、浄化槽の使用料と下水道の使用料とか浄化槽の負担金と下水道の負担金とかは全て統一して一緒になっております。浄化槽の使用料としては、下水と同じく使用水量に応じていただくことになっております。そのかわり定期的な点検であったりとかをそういうのを市の方で行っていくという形となります。

今、個人さんで持たれている浄化槽につきましては、個人でそういうことをされる会社に委託をして、今、点検とかいろいろされていると思いますんでちょっと。

○後藤会長

まあ、一概に比べにくい。

○事務局（内田係長）

そうですね。

○後藤会長

わかりました。はい、えっとじゃあ。

○B委員

すいません。あの7ページのですね、えっと地域特性等を考慮する下水道整備の精査の中に、国道203号線沿線の区域ていうのを除外するというのがありますが、それは最終の9ページの地図の中には反映しているのでしょうか、この中の。

○事務局（内田係長）

9ページの地図には反映をしておりますが。

○B委員

ここの中の。

○事務局（内田係長）

ここの中ですね、203号線沿いがずっと、ここが国道203号線に。

○B委員

ただ、ゆめぷつととかは203号線沿いですよね。

○事務局（内田係長）

ゆめぷらっと周辺のお宅はですね、先程ちょっとご説明をしたところなんですけども、このエリアを設定するときに既に負担金等を頂いてて、もう負担金の返還ができない時効を迎えてるというのが、少しこのゆめぷらっと周辺のところにあるんですよ。その部分につきましては、ちょっと返還することもできないので、今回その部分につきましては整備を行わざるを得ないのかなと考えています。

○B委員

ああ、じゃあ203号線沿いでも。

○事務局（内田係長）

はい、一樣、203号線沿いにも必要最小限と言いますか、その特殊な条件以外はちょっともう203号線以外の所からっていう形に。

○B委員

だから1番ちょっと気にしてるのが、ゆめぷらっとが下水、合併浄化槽が前の小城市役所の庁舎の分を使われているのでかなり古いんですってね、あそこは。私、近所なんで。だからそこが下水に繋がれるのかなっていうのをちょっと心配したもんだから。それと私の家もすぐ近くなんで、その周辺がどうなのかなあというのがちょっと引かかったので、すみません質問させてもらいました。

それとですね、もう一つそのここです。住民説明会が行われる予定ですよ。

○事務局（内田係長）

公聴会、はい。

○B委員

公聴会ですね。その場合の資料としてですね、今、私たちの手元にある資料だととても分かりにくくて地図とかですね、小さすぎて分かりにくいんですよ。だから、個別の小城市とか三日月とかでされる場合には、地図をもう少し拡大されて分かり易くされた方が、質問等も少なく済むのかなとちょっと思いましたので。

○事務局（内田係長）

はい、そうですね。

○B委員

はい、これだと更に分りにくくてですね。自分達の家がどこにあるとか、そういったのを分かり易くされた方が良いのかなっていう思いがありましたのでちょっとお願いします。地図を大きくしてください。よろしくお願いします。

○事務局（内田係長）

はい、ありがとうございます。ちょっとその様に検討したいと思います。

○後藤会長

今ので、国道203号にかかわる区域を外すという表現で良いんですか。何かちょっとわかりにくくて、何を。

○事務局（内田係長）

下水道計画的に入れたい、入れないっていう。

○後藤会長

区域には入れない。かかわるっていうのはあんま使わない。かかわる区域って。でもただし、例外もあるんですよ。

○事務局（内田係長）

そうですね。

○後藤会長

区域をああそうか。区域かかわるっていうのは、下水道管を国道またがるのは不利になる、コストがアップするからでしたっけ。

○事務局（内田係長）

そうですね。

○後藤会長

コストがアップすることもあるけど基本的には、203より以南で止める方が合理的であると。

○事務局（内田係長）

国道の工事がですね、昨年度等。

○後藤会長

まあ、ちょっと住民の方にも分かり易い表現をしていただいて。

○事務局（内田係長）

はい、そうですね。文言の見直し等をしたと思います。

○F委員

あの、今の話は203号線沿いの区域についてですけど。未だ本管は通って、支管の工事が未だ全然なされていないという箇所があるんですよね。そういう箇所については、どんな風にお考えなのでしょうか。

○事務局（内田係長）

支管の工事がされていない場所というのは。

○F委員

支管っというのは、自宅から管の通り、本管までもって行って、国道203号線は今、戊まで来ているんですよね本管、マンホールが。その戊地区の枝の方に入った住宅なんかの支管がこの状態であればもう繋がらないという考えで良いわけですか。

○事務局（内田係長）

中の方に入ったところ。

○F委員

そうです。

○事務局（内田係長）

中の方に入ったところは、整備を行います。

国道203号線に管渠を入れないと取り込むことが出来ない区画についてを今回下水道には入りませんという形になってますので。例えば国道にも面しているし市道とかにも面していて、市道から取り込めるのであれば、そこは取り込む形になります。

○F委員

だから今、非常にですね、私戊の区長なんですが、国道沿いは工事をされて、農道、学校の道があるんですよ、戊の信号から佐織の方へ。あの線には本管は一部入っていますが、今新興住宅が20建ったんですよ、24軒建つんですね。そこで、管はそばに通つとるのに何で下水を引かないのかというようなニュアンスで私もですね、じゃあ聞いてみるねと言ったら、もう満杯だと、処理場が満杯で引けないと。そしたら最初から下水道引けますよとかなんか言ってる業者が、そういう下水整備もき

ちんとなされておりますということで言いよったじゃないかというようなクレームを我々に、あの自治会の役員にクレームをつけてくるわけですね。

そういう内容であるならばなんか広報で、この管はこういう風になっている。まあ、戊だけじゃなく初田もそうなんですけどね。

新しくなる、今度、仁俣のポンプ場の裏にも30戸程度住宅が建つんですよ。そういうところもやっぱり下水は引かないわけですか。

○事務局（内田係長）

たぶん今、言われてるのはですね、国道203号線についてじゃないお話ですよ。

今、下水道のエリアじゃないところの田んぼとかを造成されて、そこに新しく住宅が建ったところが下水道になっていないっていうお話をされているんですよ。

それにつきましては、基本的に区域外になって、下水道区域外に今なってると思いますけど。それにつきましてはですね、もともとの下水道管渠というのが、その下水道のエリアの汚水を取り込むために計画された管渠になっております。流量等をそれで計算して管径とかも決まっています。

なので、それを取り込むことが可能かどうかを流量計算をして、取り込むことが可能であれば、取り込めますよって形になるんですけど、もうそれが流量的に取り込むことが出来ませんよということになれば、エリアもともとエリア外ですんで、取り込むことは出来ません。

なので、先程の戊地区の開発のところについては、その付近のもう管渠が流量的に受け入れることが出来なかったということでお話をしていると思います。

○F委員

今後、その取り込むことが出来るというような内容であれば取り込むってことですが、かなりのまた負担金がかかってくるんじゃないですか。

○事務局（内田係長）

いや、もうその浄化槽を設置しているところについては、もうそこが下水道になるってことは無いです。もう下水、浄化槽のところは、浄化槽です。そこにまたあらたに下水を引いてってそういうことは無いです。

○F委員

浄化槽は最初からつきますからね。そういうことで我々もみんな30戸、班でありますけど、そのうち3人くらいが下水しか、下水引いていないんですよ。

○事務局（内田係長）

多分ですね、最初に戊の開発言われたのは、地図でいってこのあたりのところになると思いますけ

ど。その辺はもう開発の段階で調査に来られた時に、ここは下水道区域外ですよということで検討した結果、ここは浄化槽になりますって、開発の段階でうちからお伝えしているって形になります。

○F委員

わかりました。

○後藤会長

良いですか、はい。他に、はい。

○C委員

あの9ページ、9ページのですね、さっきあの示していただいた小城処理区のちょっと区間で囲ってある西新町団地のちょうど赤と赤、赤、赤に囲まれた203号沿いではあるんですけど、そのブロック、うん。

○事務局（内田係長）

ここですか。

○C委員

そのあたりはですよ、まあ一見ほら小城町の中心部あたりと思ってるんですけど。その整備予定外と言うか、今回その外された個別処理が有利という風にされた理由というかそれは分かるんですか。

○事務局（内田係長）

はい、理由て言いますかですね、まあ経済比較として個別処理で整備を行った方が良いのか、下水道で集合処理整備を行った方が経済的になるのかっていうの判定をされていております。その中に昨年度行いました住民アンケート調査の結果等も反映をさせながら検討をしまして、この辺の区域につきましては個別処理が有効という形になっておりますので、この青いエリアを基本的に出来るだけどこまで取り込めるのかという形になっております。

○C委員

経済比較っていうのは、なんかまあそう言われればそうなのかと思わざるを得ないですけど。う～ん、その場所でねえ外された、外れたっていうところの非常になんてかなって。

○事務局（内田係長）

えっと、下水道の整備費用と浄化槽の整備費用を比べますし、接続意思があられる方が多いところとかですね。下水道も整備をしても接続していただかなことには下水道としての機能が成り立ちませんので。

○C委員

接続する意思の方がまあそんなに多くはなかったという感じ。

○事務局（内田係長）

家が密集してて個別が有利となっているところは、そういう傾向が多いです。

○C委員

それからほら、負担金を先に納めるとか納めないとかの話もあるじゃないですか。何か負担金を先に収めといた方がすごいこう下水道区域になるには、一見有利みたいな聞こえ方をするんですけど。

例えば長神田の私共の地区なんかは、今回外れてるんですけど、外れているっていうかその個別の方が有利っていうようなあれになっているんですけど、「負担金ば、はようあいしとかんけんさい。」って言われたりもするんですけど、その辺は本当。

○事務局（内田係長）

えっとですね、負担金を小城市の方がいただいているのはですね、まずその下水道全体のエリアがあってですね、そこから県の方に申請をして認可計画とかを取りまして、例えば今から5年間でこれだけのエリアを整備しますって、例えば部分的にこれだけの区域を今後何年間で整備しますっていうことで、そこについて詳細設計等とか地質調査等を行って工事を行っていきます。その認可計画エリアに入ったところに、順次その負担金ついて納めてくださいっていう通知をしている形になります。

○C委員

それからですよ、人口の推計からいくと、主にこの区域の検討するときには、もちろん現況でいうのはありますけど。計画人口でいくと、あの地区的には三日月の方が将来的には大変こう伸びるということもある中でやっぱり必要な所はこれから人口が増えていくところかな、必要なところは区域に入れるべきじゃないのかなと思うんですけど。

そうするととてもほら、地区で現況は田んぼで、戊の区長さん言われたみたいにこれから数十区画が住宅として造成されるという計画があるんですよ。そういう所にもちゃんと事前にここはもう下水道区域にはなりませんということは伝えてあるんですか。

○事務局（内田係長）

申請の段階で伝えてはあります。

○C委員

最初にちょっとお尋ねした人口の将来的な人口の伸びっていうかな、おそらくこの辺りは増えていくだろうっていうところとかっていう所には、あのまあ入れておくべきじゃないかなあって、私はそういうふうに思うんですけど、そういう感じはするんですけど。そのあたりの将来的な人口の伸びと現

況との考え。

○事務局（内田係長）

将来的な伸びっていうかですね、基本的に下水道は、既存の住宅があるところをまずはとっていくという形になりますので。

例えば将来的にこの辺が開発されそうだっていうことで、じゃあここを開発、先に家何もないけど管を入れていく。その代わり、こっちの家があるところの面積を落とすとか。ちょっとそういう考えではちょっと整備を行っておりませんので。

基本的には現状を見ながら、直近で申請とかがきててですね、どうにかなるところであれば変わってくる部分もあるかもわかりませんが、基本的には家があるところを行っていく。

それと今回の見直しにおいて、これ以上処理場の施設を増設していくよりも現状ある施設で取り込める所までをどこまで取り込んでいくかっていう検討になってきておりますので。

その将来的にこの辺が開発されそうだっていう所を入れていくっていうのはちょっと。

○F委員

いや、そりゃあ進行していかにかいかなですよ、今、C委員が言われたように。

やっぱりこれから先、人口が減る可能性もありますけど、やっぱり三日月は結構開発が進んで、次から次ですね。そういうところをやっぱり「ああ開発はして家は建つけど、下水も通らんとところやったらもうちょっと鍋島の方がよかね」とか、やっぱり逃げる人が、せっかく来る人が逃げていくわけなんですよ小城市から、離れていく。そういう内容になれば、小城市はだんだんだんだん過疎化してしまう。活性化がなくなってしまう。

○事務局（内田係長）

それもあるんですけど、実際に比較とかの検討を行った結果、これ以上浄化センターを増設していけばどんどん経済的に不利な方向になってくるって形になっておりますし、これが結局高くなればなるほど、その分使用料にも反映して参りますので、その辺等を考慮したりですね。

先程申しました国の方針としてもですね、10年概成ということで、令和8年度までの汚水処理施設の整備の概成というものを求められおります。そのため令和9年度以降の補助金の率とかがですね、現状不明という形になっておりますので。

その点を考慮しますと、出来るだけ効率的な所である程度の期間をもって整備を終わっていくという形になってくるかと思えます。

○C委員

そしたら現状の浄化施設の設備は増やさないというかな、そういう条件の下でその見合うのをどうやっていく。

○事務局（内田係長）

それが、この5ページのケース1・2・3で、今の既存の施設でどこまで取り込めるのか、じゃあ6系までを増設したらどこまで取り込めるのか、8系までいけばどこまでいけるのかというのを経済性とかを出して行ってそれを比較して出しています。

○C委員

でもケース1が有利っていう、ちょっと一様、結論めいたものを出されているということは、もう増やさないっていう方針。

○事務局（内田係長）

方向で考えている。

○C委員

方向で考えているってことなんでしょう。それに見合った、処理能力に見合った効率的なところを選択していきたいっていうことなんですね。

○事務局（内田係長）

そうです。

○後藤会長

ちょっと私から。

みなさん、あのえっと、これは私の理解している範囲での補足なんですけど。

下水道っていうのはやっぱり離れてぼつんとそこに引き込むっていうのはすごくコストがかかるということで、なるべくこう面的には集まっている方が良っていうのがまず第1だと思います。

多分その状況がコストに絡むって話と。

後、私もこんなもんかなって思ったのは最初のアンケートですね。えっと未回答が結構いらっしやるんですけど、これ結局、現在下水道が引かれますよという区域内に全戸配布して、ざっくりいうと接続するしないが半々ぐらいです。

○事務局（内田係長）

はい。

○後藤会長

まあ、未回答をどう見るのかっていうのが、あのアンケートに答えられていない方が4割以上なんですけど、それを差引くと半々で。だから仮にこれが示すのは、仮に管を家の前まで来たとしても接続しません。

こうなると役所は、これがもしこの中で地区を詳細にみると、この平均値がおそらく変わる可能性はあるんですけど。やっぱりこの5割、半々ということを見るとなかなか整備側っていうのは新たに引くことがやっぱり難しくなるという風に感じるんですけど。

これはやっぱり5割・5割っていうのは何となく感覚的にあわれます、あの住民。

引けるんだけど、実際もう既にあると思うんですよね、来てるけど接続してないっていう。このアンケートは今後来る可能性があるけど、来ても使わないっていう結果なんで。この結果は結構、今後これをどう判断するかっていうところも、こんなもんですかねC委員。

○F委員

一番最初ですね、この下水道の負担金の内容で、住民が16万かな17万か前金で納めて。

○事務局（内田係長）

18万円です。

○F委員

その時に十分な説明がなされていないもんですから。その時にこの下水道はお宅の庭先の1mまで、道路から1mばかりのところにとりマスが来ますからその分ですよって。その1m、例えば2mあったら、その2m分ですよとマンホールからのというような説明はして、後の工事は自分、あの自己負担になりますからといい、ここんたい汲み取りの場合やったら100万を軽く超すわけなんですよ、下水に代える時には。もう家自体を壊さんといかん、そういう説明がなされていない。

今、料金的には大体60万位が一般的ですね。一般の家庭が60万位でだいたい平均するとかかるわけなんですよ。だから、せっかくもう合併処理のあれをつけとるからこれでよかて、十分間に合うやっかっという思いで、みなさんがそりゃ全然もううてあわんわけです。こりゃあもういつ引いてもよかやっかて、金は払っとるしっていう意味合いからこういうアンケート調査の結果だと思えます。

やっぱりこう住民説明をしたりする時に、こういう風にかかりますからという説明を十分せにやいかん。

○事務局（内田係長）

説明会、まあちょっとわたしも説明会行ったことあるんですけども。説明会の中ではですね、負担についてであるとか、下水道が来たらここまでは市でしますよ、ここから先は個人さんの方ですよ、概ねこういう工事の内容になりますよとかはですね、パンフレット等とかボード等を使いながらですね、排水施設であれば排水施設の担当がその辺をずっと分けて説明をさせていただいているところですが、それが分かりにくかったってことですかね。

○F委員

特に年配の方は特にですね、そういう面で。

○事務局（大坪課長）

すいません、一様、今回アンケートを取ってるところはですねほとんどまだ説明会、そういった負担金の説明があっていないところだと思います。

そういう点もあったので、アンケートの時はですね、下水道に繋ぐとこれぐらいの費用が掛かりますよって、大幅な費用が概算を加えて説明をしておりました。

○F委員

そいぎん、先走ってね、あの下水道料金が上がるていうような形で、えっと西部連合の水なんとか、チラシ入ったけど。

それで下水道料金を小城市は、7%、70%上げますよとかなんとか、そういうことを知った人がおるから、そういう方がやっぱり、どがんなつとつとねって今の水道代はと。

水道は西部、今、西部事業所で一括なつとりますけど小城とね。小城と三日月が全然違う、小城と牛津もまた違うていうような、小城市4町がばらばらの水道料金を払つとるわけですよ。それじゃ全く市とは言えませんよ。

○後藤会長

今、水道の話ですか。下水道ではない。

○F委員

いや下水道です。

○事務局（内田係長）

下水道についてはですね、使用料は全て統一をしております、市内全部同じです。それが農業集落排水であっても市営浄化槽であっても全部同じ条件に負担金とか使用料とかなっています。

○F委員

だからね、もう結局根本がまた違うでしょうが。統一でよかですよ、100円かかれば100円、4町みんなにとって良いわけ。その基礎となる水代が高い安いでまた変わってくっでしょうが、それが。

○事務局（内田係長）

水道の使用水量って基礎ていうかですね、使用水量として見ておりますので。すいません、水道の使用料と下水道の使用料というのは全く別個になっています。

○F委員

その辺は、もちょっと検討せんばいかんじやろうじやなかかなって思っています。

○後藤会長

時間はどうですかね。もう1個だけ聞いて良いですか、私が聞くのもなんですけど。

えっと20億円云々の累積表は何ページ、6ページ。

えっと答えれる範囲で良いんですけど、途中の説明で令和8年ぐらいには、令和8年を基準に考えると、これみると30億弱かな、ですね。

○事務局（内田係長）

はい。

○後藤会長

多分、令和12年、13年って言いましたっけ。

○事務局（内田係長）

そうですね。令和13年では、大体もう同じくらいの差が開いてますってことです。

○後藤会長

13年の方が分かり易いですね。これは、だから累積していることを考えないといけないんですけど。令和13年度で仮にケース1・ケース2でまあ累積21億差がある。これを例えば10年で割ると年2億みたいな話なんですけど。これはえっとそのまま受益者負担ということで、利用者に何らかやっぱり。

○事務局（内田係長）

高額になっていけば、その分使用料とかにも将来的には反映していくかなと思います。

○後藤会長

逆に言うと、赤の選択をしても令和8年くらいから上がっていくわけですね。

○事務局（内田係長）

はい。

○後藤会長

赤の選択をしてもおそらく利用料がまあどの程度上がる。その程度問題ですけど上がるし、ブルーでもさらに上がるみたいなことなんですけど。

実際はじゃあ月々どれ位上がるのかとか、そのあたりが分からないと厳密には高い安いっていうのが

判断できないのかなと思いますけど。そういうところの読みですね、っていう気がしてます。
これ累積だから、すごくこれ右肩上がりに表現される表の作り方になってますけど。

○事務局（内田係長）

一番最初ですね、令和6年まで緩やかなのは、この見直し等において整備が緩やかになっているところですね。整備が終わり見直しが終わりましたその認可計画等を終わったら、令和6年ぐらいからは急激に残りの整備等を行い、ケース2・ケース3については、更に浄化センターの増設等を行いながらっていうことで急激に伸びるような形になっています。

○後藤会長

だから、ぐって傾きが上がるのは、要するに初期投資でぐっと上がるってことですよ。プラスランニングコストも入ってるってことで。

○事務局（内田係長）

はい、ランニングコストが将来的には、途中機器の更新がちょっと入ってきています。

○後藤会長

なかなか、私も十分理解出来てないんですけども。

そしたらいかがです。今日何か決定するわけではないので。

先程のスケジュールでいくと、いくつかの説明の機会をとって、最終的には私ども都市計画審議会としては11月にここで線引きと言いますか、都市計画の線引き、下水道区域と言う線を我々審議するという流れと思いますが。

いかがです他に、A委員。

○A委員

あの、おそらく考え方として、住民の皆様の意識あるいはそれぞれの利害というか考え方と、もう一方で下水道事業にはかなりの市の予算が組み込まれている背景部分もありますので。

結果的にその税金というか、市民の皆さんの負担する間接的な負担というのも増えてくるということ考えた時に、どれだけ将来的にその負担というかコストがどれだけかかるのかっていうこともやっぱり長期的に考えていかなければいけない部分はあると思うんですけど。

その時にやはり最も財政負担の少ない選択というものも考慮に入れていかなければいけないので、事務局としての案というのは、かなりその部分を考慮に入れた案になっているのだと思います。

ただ住民の皆様のやはり意見というのは、かなり個別具体的な個人、個人それぞれ個別のケースを反映されているので、それをどう集約するのかっていうのが非常に難しくって。この審議会の中でもそういう個別のケース、個別の意見というのが出てきてしまっているんで、それをどこでこうバランス

をとるのかってという問題があるのかなってという風に思いました。

今日初めて私参加させていただきましたので、ちょっとよく分かっていない部分があるので、とんちんかんな意見かも分かりませんが、そのあたりの難しさっていうのは感じております。

ただ、やっぱり長期的にこの審議会では、もう少し長期的な視点で考えていくことが必要なのかなって、将来計画含めてですね、と思いました。

○後藤会長

他にいかがでしょう。

○D委員

東新町とか西新町のところの今、大型浄化槽を入れているところは、今度下水道がつながるってことなんですけども。今繋がっている方の負担とか繋いでいない方の負担とかはどのような負担になるんですか。

○事務局（内田係長）

下水道に繋がった場合には、下水道使用料ということでしていただいていますけど。

東新町は基本。

○事務局（香田副課長）

いや、受益者負担金もらう。

○事務局（内田係長）

負担金もらっている。使用料。

○事務局（香田副課長）

使用料、いま使用料、東新町の方は雑排水を使われてる方からは使用料をいただいています。

ただ、将来的にですね下水道が来たら、雑排水だけでなく汚水の分も入ってくるようになりますので、その分で使用料をいただくっていう形になります。

○D委員

別なんですけども、このアンケートの中で接続を希望しないとかいうのはどういう理由が多いんですか。

○事務局（内田係長）

接続を希望するとか希望しないとか。

下水道、先程も申し上げたんですけども、下水道管を整備したら、もう基本的に管の整備費もかかりますし、維持管理もしていかなければいけません。ですので、整備をしても下水道に接続する方がい

らっしゃらないとその分のコストというのがもう無駄になってしまいますので、接続していただける
ところに下水道を持っていくって考えになっていきます。

○事務局

回答を。

○D委員

回答がどういう風かは。

○事務局（内田係長）

回答結果をどういう風に使っていったか。

○事務局（香田副課長）

いやいや、単純な回答、どんな意見が多かったか。

○事務局（内田係長）

繋がらないよって方の理由ですかね。

○事務局（永田課長）

こいばやったがようなか。

○事務局（内田係長）

希望しない方の理由としてはですね、個人負担がかかる、家が古いから繋ぎたくないとか、浄化槽を
既に設置をしているとかですね、大体そういうのが多いです。

もう既に浄化槽を設置されている方については、また新たに繋ぎ替えをするより、今のところ浄化槽
で困ってないよってというような意見とかもありました。

○後藤会長

そのあたりも必要に応じて詳細なデータを分析し、我々も見てもいいんじゃないかと思っています。

A委員からコメントいただいてありがとうございました。

あのC委員のご発言でもあったんですけど、僕もだからその必ずしもこの経済合理性だけっていうの
も違う論理もあるような、ないことは無いと思いますし。ただその住宅地人口、だからですね本当に
エリアにほとんど工事費がかからないような住宅地っていうのは少し増やすっていうのは全体に対し
てさほど影響無いような気もしますし。

あともう一つはまちづくり的って言いますか、まちの中心部。何かこう公共的な施設とかあるいは、
すごい集合住宅があるとか、かなり高密な土地利用っていうかですね。そういうところっていうのは
当然たくさんの方が居住したり、たくさんの方の住まう人のそういう汚水がたくさん出ますんで、そうい

うところには違う論理の一つ、中心部であるからっとか理由があっても良いのかなって感じがしますけど。

やはり経済合理性を超えてここだけ特別っていうのは、何かしかりとした理由とか論理が必要になってくるのかなって感じはします、なかなか難しい。

だからこれも僕も間違ってたらすみません。要するに国土交通省はある時期までは、ほぼ100を目指すみたいな方針が基本的にはあって、それを転換したわけですね。つまり、かなり潤沢に補助金を出していたものをもうそこまでしないよっていう。

○事務局（内田係長）

可能性がある。

○後藤会長

可能性がある。

○事務局（内田係長）

そこまでに概成しなさいっていう指導になってます。

○後藤会長

そこまでに概成しないものに関してはもう何て言うんですか、強い下水道引く意思がないとみなすみたいな、そんなイメージで良いですかね。

○事務局（内田係長）

その後の例えば今、補助金とかもらいながらですけども、その後の補助金の割合がどうなるかとかの名言がされていなんですよ。

なので、その後どうなっていくのかっていうのがはっきりはしないんですけど、国の方針で10年概成でそこまでに概成しなさいっていうことを言われてるんで、何らかは変わってくるのかなという風に捉えています。

○後藤会長

だから、そこは何か例えばこういう芦刈地区なんかも、離れたところも含めて一度は我々都市計画審議会でも認めたし、これは認可されるっていうことなんですかね国とか県に対し、県が認可する最終的に、エリアですけど。

○事務局（内田係長）

区域ですか。

○後藤会長

区域。

○事務局（内田係長）

いや、区域については、

○後藤会長

あくまで審議会。

○事務局（内田係長）

市の方で意思決定を。

○後藤会長

だから、市の方でいったん決定したものをぐっとコンパクトにするっているのは、我々かなり重たい決断をしないといけない時期になってきているっていうのは、私も重くは受け止めてますけど、ある程度は致し方ないところがあるのかなって思いました。

はい、じゃあえっと、すいません、大体2時間ってことでしたので特になければ、良いですかね。

はい、それではこれで司会を事務局にお返ししたいと思います。

<閉会>

以上